

各関係機関の長様
病害虫防除推進員様

滋賀県病害虫防除所長

防除情報第8号の送付について

このことについて、下記のとおり発表したので送付します。

令和2年度防除情報第8号

令和2年(2020年)12月11日
滋賀県病害虫防除所

冬期にスクミリンゴガイの越冬量を減らし、
翌春以降の被害軽減に努めましょう！

対象作物：イネ
病害虫名：スクミリンゴガイ（通称：ジャンボタニシ）
対象地域：県域

近年、暖冬の影響によりスクミリンゴガイの越冬量が多く、県内の一部地域においてイネの被害が目立っています。

スクミリンゴガイは収穫後の水田や用排水路の土中に潜って越冬します。翌春の発生を抑えるため、冬期に耕うんを行い、貝殻を物理的に破壊することで越冬量を減らしましょう。本貝の冬期間の主な防除法は、表を参考にしてください。

本貝の発生が確認されていない地域では、ほ場に持ち込まないことが重要となります。耕うん後は、トラクターをよく洗浄し、未発生ほ場への持ち込みを防止しましょう。

表 冬期間の防除対策

防除法	防除のポイント
冬期の 耕うん	土壌水分が少なく田面が硬いときに耕うんすると効果的に破壊できる。
	耕うんピッチを小さくし(6mm程度)、低速(0.2~0.6km/h程度)で土壌を細かく砕くようにすることで殻を破壊する効果が高められる。 (トラクターの走行速度を遅く、PTO回転を速くする)
	多くの貝は深さ6cm以内の土中で越冬するため、耕うんの深度は10cm程度を目標とする。
	厳冬期に実施することで、土中にいる貝を掘り起こし、寒風にさらすことで貝の致死率を高められる。
水路の 泥上げ	水路内に堆積した泥の中に潜って越冬するため、泥上げを行うことで寒風にさらされ、致死率を高められる。

農林水産省発行「スクミリンゴガイ防除対策マニュアル(移植水稲)」に基づき作成。

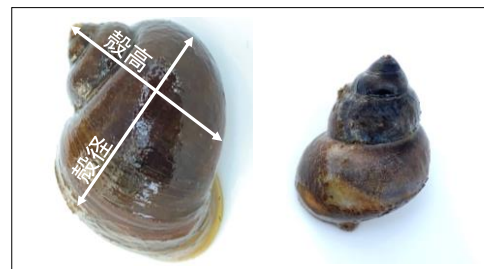


写真 スクミリンゴガイ(左)と在来タニシ(右)
在来タニシの細長い殻と比較して、スクミリンゴガイは殻径と殻高の長さがほぼ同じなのが特徴です(写真は実物大)。

滋賀県病害虫防除所
TEL:0748-46-4926 FAX:0748-46-5559
Email:GC70@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。

また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。

（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。

農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。